

裁 決 書

審査請求人

平成25年12月6日付けで行われた審査請求について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第1項及び第3項の規定により、次のとおり裁決する。

主 文

が平成25年11月22日付けで審査請求人に対し行った生活保護変更申請却下処分は、これを取り消し、審査請求人のその余の請求を却下する。

事 実

（以下「処分庁」という。）は、平成25年11月22日、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第24条第5項において準用する同条第1項の規定による生活保護変更申請却下処分（以下「原処分」という。）を行った。

請求人は、原処分を不服として、同年12月6日、北海道知事に審査請求を行った。

請 求 の 要 旨

請求人は、原処分の取消しを求めて、おおむね次のとおり主張している。なお、請求人が取消しを求める原処分には、請求人の主張によれば、実際には処分の対象とされていない「炊飯器代の支給申請」が却下されたとする旨を含んでおり、この点については、後記「裁決の理由」の「2. 判断」の項において詳述する。

を所持しており、一人で買物も困難な上、買物に行っても長く歩く体力もなく、また、からへ引越しをした際に持ってきた荷物が衣類、テーブル、いすと若干の食器である。買物に行くのが困難であるのに最低生活に必要なものがそろっているとはいえず、冷蔵庫代と炊飯器代の支給申請を却下した原処分に不服である。

裁 決 の 理 由

1. 認定事実

本件に関しては次の事実が認められる。

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

## 2 判断

### (1) 法の規定等について

ア 保護は、要保護者の申請に基いて開始するものであり、生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なものの範囲内で行われることとされている（法第7条及び法第12条）。

イ 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第7-2では、臨時的最低生活費（一時扶助費）は、次に掲げる特別の需要のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであるとされている。

#### (ア) 出生、入学、入退院等による臨時的な特別需要

(イ) 日常生活の用を弁ずることのできない長期療養者について臨時的に生じた特別需要

(ロ) 新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要

ウ 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）第7-2(6)では、被保護者が次のいずれかの場合に該当し、次官通知第7に定めるところによって判断した結果、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、2万5,300円の範囲内において特別基準の設定があったものとして家具什器を支給して差し支えないこととされている。

#### (ア) 保護開始時において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。

(イ) 長期入院・入所後退院・退所した単身者であって、新たに自活しようとする場合において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。

(ロ) 災害にあい、災害救助法が発動されない場合において、当該地方公共団体等の救護をもってしては、災害により失った最低生活に直接必要な家具什器をまかなうことができないとき。

(ハ) 転居の場合であって、新旧住居の設備の相違により、最低生活に直接必要な家具什器を補

填しなければならない事情が認められるとき。

エ 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）問7-45によると、日常生活に必要な物品については、本来経常的な生活費の範囲内で、計画的に購入すべきであるとされているが、冷蔵庫、電子レンジ等の保護受給中に保有が容認される物品を保護開始時に保有していなければ、一時扶助の支給基準である「最低生活に必要な物品を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合」に該当するか否かを個々の世帯の状況に応じて判断し、その結果、必要性及び緊急性が認められる場合には家具什器費を認定して差し支えないとされている。

(2) 原処分について

ア 日常生活に必要な物品については、前記(1)エのとおり、本来経常的な生活費の範囲内で、計画的に購入すべきであるとされているが、保護受給中に保有が容認されている冷蔵庫を保護開始時に保有していなければ、前記(1)イの一時扶助の支給基準である「最低生活に必要不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合」に該当するか否かを個々の世帯の状況に応じて判断し、その結果、必要性及び緊急性が認められる場合には家具什器費を認定して差し支えないとされていることから、これらの点について検討する。

イ 前記1(2)及び(5)のとおり、請求人は、[REDACTED]、炊事用具、食器等の家具什器は持ち合わせていたものの、冷蔵庫を保有しておらず、所持金も持ち合わせていなかった。請求人の生活状況においては、毎月支給される生活費からやりくりをして冷蔵庫を購入するべきとすると、冷蔵庫を購入することができない状態が続くこととなるうえ、本件申請時において家具什器費を支給しなければ、前記1(3)のような、[REDACTED] 請求人に長期にわたり、買物のための頻繁な外出を強いることとなることから、最低限度の生活を維持することが困難な状態にあったと認めることができ、必要性及び緊急性が認められる場合に該当すると認められる。

ウ この点に関して、処分庁は、炊事用具、食器等の持ち合わせがあること、また、現状において日常の買物が問題なく行われており、商業施設が近隣にあることをもって特段の必要性及び緊急性は無いと判断し、原処分を行った。しかしながら、請求人は現居所に引っ越して一か月にも満たない状況であり、前記イのとおり、冷蔵庫を支給する必要性及び緊急性が高い状況であると認められるため、原処分は違法な処分であると言わざるを得ない。

エ また、行政不服審査法に基づく不服申立てについては、行政庁による処分の存在を前提とし、当該処分が違法又は不当である場合にこれを取り消す等して国民の権利利益の救済を図ることを目的とするものであるが、行政庁の処分が存在しない場合には、当該不服申立ては、その前提要件を欠くものとして不適法である。

本件についてみると、請求人は、炊飯器代の支給申請に対して処分庁が却下処分を行った点

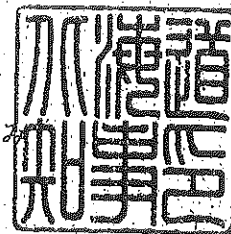
を本件審査請求の理由の一つとしているが、本件申請書その他関係書類を見ても、本件申請時に請求人が炊飯器代の支給を求めていたことを示す資料は見当たらないことから、本件申請及び原処分は、冷蔵庫代の支給の可否のみを対象としていると認められる。

したがって、原処分は、炊飯器代の支給の可否を対象としておらず、その部分についての処分は存在しないことから、本件審査請求のうち、炊飯器代の支給申請の却下の取消しを求める部分については不適法である。

よって、主文のとおり裁決する。

平成30年10月2日

北海道知事 高橋 はるみ



### 教 示

- 1 この裁決について不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に再審査請求をすることができます。ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。
- 2 この裁決について不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所にこの裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。